

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

経 済 局	( 2 5 年 度 )	
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置	
<p>6. 仙台市情報・産業プラザ運営管理費について</p> <p>(3)①備品の管理について（指摘）</p> <p>事業団では仙台市所有の備品について「協定書」第 5 条に基づき管理しなければならないことになっているため、「協定書」の別記 1「プラザ管理業務仕様書」の別表「備品台帳」に基づきサンプルベースで実物検査を実施したところ、「備品台帳」に記載されている備品の一部について現物が確認できないものがあった。</p> <p>事業団の説明では職員が持ち出しているため現物が手許にないとのことであったが、当該事実が確認できる帳簿類が作成されていなかった。このような状況では、持ち出された備品が適切に返却されたか否かが確認できないため、管理上問題がある。</p> <p>また、事業団による「備品台帳」と現物との定期的な照合が実施されていないため、現物が紛失または盗難により無くなったとしても長期間にわたってその事実が判明しないおそれがある。</p> <p>したがって、備品の持出および返却の事実を適切に記録するための帳簿類を整備・運用するとともに、定期的に「備品台帳」と現物との照合を実施する必要がある。</p>	<p>備品の使用者は、持出の都度「仙台市備品持出管理簿」に備品名、使用者名、持出日、返却予定日等の必要事項を記入して押印し、管理課長の承認を得てから持ち出すこととし、また、返却時には管理課長から確認の押印を受けることとして、平成 26 年 1 月 29 日から実施した。さらに、事業団の課内会議において、この取扱いについて周知徹底を図った。</p> <p>仙台市所有の備品については、毎年度仙台市と事業団との間で取り交わす物品使用貸借契約書中の「備品台帳」と現物との照合を契約完了時に行っていたが、さらに平成 26 年度から半年ごとに「備品台帳」と現物との照合を実施することとした。</p>	